

(様式1)

8精教学第746-1号

平成28年10月17日

文部科学大臣 殿

精華町長

木 村 要 印

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、
下記のとおり施設整備計画を提出します（変更したので提出します）。

記

1. 施設整備計画の名称

精華町公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

平成28年度～平成28年度（1年間）

(担当)

精華町教育委員会学校教育課

住所：京都府相楽郡精華町
大字南稻八妻小字北尻70

電話：0774-95-1906

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

(2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

(3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

近年、真夏日の増加が顕著で、学校現場における暑さについてはもはや放置することができない状況が続いている。

これにより、生徒達に熱中症の症状も見られるようになったことを受け、教育環境の充実を図るため、普通教室、特別教室等に空調設備の整備を実施することにより、生徒が快適な環境で集中して学習できるように、教育環境の質的な向上を図る。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		5 校
中学校		3 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		0 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む)		0 園
幼保連携型認定こども園		0 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む)		0 校
教員及び職員のための住宅		0 戸
学校給食施設	単独校調理場	5 箇所
	共同調理場	0 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	8 箇所
	学校武道場	1 箇所
	社会体育施設	1 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}	無し	
国土強靱化地域計画 ^{※2}	無し	

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日閣議決定)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>計画年度毎に目標の達成度について計測するための指標を検討し、評価の結果等を町のホームページにより公表する。</p>
--

